

所沢市告示第 65 号

所沢市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第 66 号

所沢市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月3日

所沢市長 小野塚 勝 俊

所沢市告示第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により所沢都市計画地区計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、縦覧期間満了の日までに所沢市に意見書を提出することができる。

令和7年 3月 3日

所沢市長 小野塚 勝俊

1. 都市計画の種類及び名称

所沢都市計画フラワーヒル地区地区計画

所沢都市計画三ヶ島工業団地周辺地区地区計画

2. 都市計画を変更する土地の区域

所沢市大字下富及び大字北岩岡の各一部

所沢市大字林一丁目の一部

3. 縦覧期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで

時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日を除く

4. 縦覧場所

所沢市役所 高層棟5階 街づくり計画部 都市計画課

所沢市役所 高層棟5階 街づくり計画部 市街地整備課

5. 意見の提出期間

令和7年3月3日（月）から令和7年3月17日（月）まで

時間は、午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日を除く

6. 意見書のあて先

所沢市長 小野塚 勝俊

7. 意見書の提出場所

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所 街づくり計画部 都市計画課

所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所 街づくり計画部 市街地整備課

所沢市告示第 68 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定に基づき、同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えをなす建築物に係る一団地の認定をしたので、同条第8項の規定により対象区域及び縦覧場所を次のとおり公告する。

令和 7年 3月 3日

所沢市長 小野塚 勝傑

1 一団地の区域

所沢市小手指町一丁目25番8、25番27、25番37、25番38、25番39、25番43、25番44

2 縦覧場所

所沢市役所 街づくり計画部 建築指導課

3 認定年月日及び認定番号

令和7年2月26日 第3号

公 示 送 達 書

所沢市告示第 69 号

令和 7年 3月 3日

下記の書類は、収税課（所沢市役所低層棟 2階）に保管してありますので、来庁のうえ受領してください。

なお、地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは書類の送達があつたものとみなします。

地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公告します。

所沢市長 小野塚 勝徳

記

送 達 す べ き 書 類	送 達 を 受 け る 者
書 類 の 名 称	住所（所在地）及び氏名（名称）